

令和5年10月7日

会員の皆様へ

高舟台自治会長 伊東 隆治  
福祉厚生部長 城戸 光男

## 共同募金にご協力をお願いいたします

残暑厳しい折、皆様にはご健勝にてお過ごしのことと存じます。

日頃から、高舟台自治会活動に対し、ご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。さて、標題の共同募金について、年2回、協力要請がありますが、訪問回数の手間を省くため、秋に一括募金活動に協力をしております。

下記の募金内容・目標額は金沢区社会福祉協議会が、来年度の予算を各福祉団体に配分するために設定された金額です。

募金の主旨をご理解頂きまして、皆様の一層のご協力をお願いいたします

### 1. 募金内容（募金は任意です）

一世帯当たり目標額(目安)

・日本赤十字社社資募金	200円
・金沢区更生保護協会賛助会	20円
・赤い羽根募金	270円
・年末助け合い	120円
合計	610円

### 2. 募金日程

#### ①共同募金資料回覧 10月7日(土)

・社会福祉法人神奈川県共同募金会より「令和5年度 共同募金運動へのご協力をお願い」チラシを本誌と一緒に回覧致します。

#### ②地区長さんへ

・募金箱は及び共同募金ボランティア証を地区長・班長会議の10月14日(土)に配布いたします。速やかに各班長さんにお渡しください。

#### ③班長さんへ

・集金は、共同募金ボランティア証を携行して集金をお願いいたします。集金は、11月7日(火)までに地区長さんにお渡しください。

#### ④地区長さんへ

・募金箱と一緒に共同募金ボランティア証のケースは来年も使用します必ず班長さんから回収して、11月12日(日)までに、会館へお持ちください。

ご多忙の時期とは存じますが、ご協力をお願いいたします。

以上

※不明な点がございましたら、福祉厚生部 城戸(783-5960)まで連絡ください

金沢区民のみなさまへ

社会福祉法人  
神奈川県共同募金会金沢区支会  
支会長 増田 一行**令和5年度 共同募金運動へのご協力をお願い**

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金運動については、駅頭等で行なう街頭募金、イベント時に行なうイベント募金、学校、法人やその他福祉関係施設等にご協力いただき募金等がございますが、中でも自治会・町内会の皆様のご協力による戸別募金が募金総額の9割を占めております。

皆様からお寄せいただいた募金は、高齢者や子育て支援活動の活動費や社会福祉施設の備品購入、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が苦しい状況にある方への支援等、区内の様々な困りごとへの支援に活用させていただいております。

今年度の皆様のご尽力に重ねてお礼申し上げますとともに、令和5年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**● 募金期間**

令和5年10月1日～12月31日

**【赤い羽根共同募金運動実施にあたって】**

- ① 共同募金は、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて募金を行う「計画募金」です。  
金沢区では、計画を実行するにあたり、次のとおり「目安額」を設定し募金活動を行います。
- |               |        |      |
|---------------|--------|------|
| (1) 赤い羽根募金    | 1世帯あたり | 270円 |
| (2) 年末たすけあい募金 | 1世帯あたり | 120円 |
- 「目安額」を設定していますが、募金はあくまでも寄付者の任意であり、決して強制ではありません。
- ② ご寄付の際、領収証を発行することができます。  
自治会・町内会ごとに配布してありますが、場合によっては領収証のご用意がない自治会・町内会もあります。その場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

事務局：神奈川県共同募金会 金沢区支会  
(横浜市金沢区社会福祉協議会内)

電 話 045-788-6080 FAX 045-784-9011

# 共同募金なんでもQ & A

Q1 「赤い羽根共同募金」と  
「年末たすけあい募金」はどう違うの？

A1 どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

赤い羽根共同募金は、毎年10月1日から12月31日まで実施されています。寄せられた募金は、神奈川県共同募金会に集められ、次の年度の神奈川県内の民間社会福祉施設や福祉ボランティア活動団体へ配分されます。

一方、年末たすけあい募金はその名のとおりに、年越しに向けての隣近所の金品のたすけあいがその発端になっています。寄せられた募金は「金沢ふれあい助成金」および「地区社協助成金」として、ボランティアグループ、障がい当事者活動、地区社会福祉協議会、障害者地域作業所など、区内の福祉活動の資金として配分されています。

Q2 募金は任意で自発的なものなのに、  
なぜ「目標額」があるの？

A2 共同募金は、事前に使いみちや集める金額（目標額）を定め、地域の福祉のための募金と配分に関する計画をたてる計画募金です。

共同募金は寄付金が集まってから配分先を決める募金ではありません。事前に使いみちや集める金額（目標額）を定め、地域の福祉のための募金と配分に関する計画をたてる募金です。具体的には、配分を希望する施設や団体から「何のために」「どのくらいの」金額が必要かを申請してもらい、その内容を県民の代表者からなる配分委員会で審査して、配分計画（使いみちの計画）をたてます。

その計画に必要な総額が、「県内で、今年はこれだけの資金が必要」という「目標額」になるのです。そしてこの目標額を世帯数で割った額が「1世帯あたりの目安額」となっています。とは言え「目標額」は、あくまで目標であり、寄付をする方の目安が「割り当て」や「強制」にならないよう、十分な配慮をお願いしています。

Q3 自治会費に上乗せして募金を集めてはいけない、という新聞記事を以前に読んだことがあるけれど…

A3 この問題は、自治会費に上乗せしての募金に応じない場合に、自治会からの脱会を強制されたことが問題とされた、あくまで当該自治会固有のものです。

2006年に関西地区で、自治会費に上乗せして募金を集めることが、「募金の強制や、思想の侵害にあたるのではないか」と、裁判での係争対象となりました。

そのとき確定した大阪高裁判決は、自治会として共同募金等に協力することや、自治会費に含めて募金を集めること自体を違法としたものではありません。この自治会が、寄付金等を自治会費と一括で集めるため自治会費を増額した際に、これに応じない場合には、生活上不可欠な自治会からの脱会を強制されたことが問題とされた、あくまで当該自治会固有のものです。

しかし、戸別募金の名のとおりに、趣旨を説明の上、世帯ごとの自発的な協力により募金を拠出していただくことが基本です。地域の実情により、自治会の総会等で「一括寄付」のような方法をとる場合でも、従わない場合の不利益を生じさせることがあってはなりません。決定した方法について、会員の理解をいただくとともに、共同募金への協力は任意であることを説明していただくことが重要です。

## <お問い合わせ>

社会福祉法人神奈川県共同募金会 金沢区支会  
(横浜市金沢区社会福祉協議会内)

住所：金沢区泥亀1-21-5

いきいきセンター金沢内

電話：045-788-6080

FAX：045-784-9011

